

第3節 文系（法科大学院・法政経学部の発足）

第1項 法人化以前の社会科学系学部・大学院の状況

1981（昭和56）年4月、人文学部からの改組により発足した法経学部は、法学科と経済学科の2学科体制でスタートし、法学科は4講座（基礎法学、公法学、民事法学、政治学）、経済学科は5講座（理論経済学、計量分析学、応用経済学、国際比較論、経営管理科学）で運営された。その後、2学科に加えて新学科を設置する構想が法経学部内の将来構想委員会において検討され、1998（平成10）年に新学科設置が文部省により認可され、1999年4月に、法学科と経済学科よりそれぞれ教員定員と学生入学定員を移行させる形で、4講座（都市政策、福祉政策、国際政策、国際地域社会）から成る総合政策学科が設置され、法経学部（教員定員89名、学生入学定員420名）は、法学科（教員定員37名、学生入学定員170名）、経済学科（教員定員33名、学生入学定員170名）、総合政策学科（教員定員19名、学生入学定員80名）での3学科体制となった。

社会科学系の大学院として、1985（昭和60）年4月に大学院社会科学研究科が大学院修士課程として法学（学生入学定員5名）および経済学（同5名）の2専攻で設置された。同研究科は、法経学部における総合政策学科の設置を受けて、2003（平成15）年度より、法学専攻（学生入学定員12名）、経済学専攻（同10名）、総合政策専攻（同5名）に拡充された。しかし、後述のように2004年度に専門職大学院である大学院専門法務研究科が新たに設置され、多数の法学系教員がそちらに移り、大学院社会科学研究科で科目および指導教員を担当しなくなったこともあり、大学院社会科学研究科は、2006年4月に設置された大学院人文社会科学研究科に再編された。

第2項 大学院専門法務研究科の設置

1999（平成11）年7月に内閣のもとに設置された司法制度改革審議会は、2001年6月に意見書を取りまとめ、同意見書では、法曹養成制度の改革について、法科大学院を中核とした法学教育・司法試験・司法修習を有機的に連携させた法曹養成制度の整備が提言された。2002年3月、法科大学院の設置を内容とする司法制度改革推進

計画が閣議決定され、同年11月、学校教育法の改正および法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（連携法）が成立し、法曹に必要な学識・能力を培うことを目的とした専門職大学院である法科大学院の設置が可能となった。

こうした動きのなかで、千葉大学において法科大学院を設置すべきか、設置が可能かについて、法経学部法学科の教員らによって検討が始められた。法科大学院を設置する場合、その母体となるのは法経学部法学科ないし総合政策学科の法学系の教員であったが、当初、教員の間には様々な見解があり、積極的な意見のみならず、千葉大学のスタッフ数で新しい大学院の教育課程を担いうるかなどの点で消極的な意見もみられた。しかし、議論のなかで、新しい時代の法学教育の動向に乗り遅れないことが千葉大学における法学教育ないし法学研究の発展につながるとの認識が優位となり、法科大学院の設置計画の策定に向けた取組みが進められることとなった。設置計画の策定にあたっては、中教審大学分科会における議論と答申に向けた動向、法科大学院協会の設置に向けた動き、他大学の動向などをみながら検討が進められ、2002（平成14）年7月に設置計画の骨子がまとめられた。この骨子に基づき、教育課程の編成の詳細が固められ、また、新設される法科大学院と既設の学部・研究科の組織との関係についても細部が詰められ、2003年6月、当時の磯野可一学長のもと、千葉大学における法科大学院の名称を「専門法務研究科」として設置計画書が取りまとめられ、文部科学大臣に設置申請が行われ、同年11月、設置が認可された。この間、法学科に設置された法科大学院設置準備委員会で新研究科の発足に向けた準備作業が進められ、2004年2月、新研究科の2年コースおよび3年コースの入学者選抜が実施された。当時、法科大学院制度の創設は社会的に注目され、多くの関心を呼んでおり、千葉大学での入試においても定員に対して多数の受験者が集まることとなった。かくして、2004（平成16）年4月、千葉大学の国立大学法人への移行と合わせて、岩間昭道教授（当時）を初代研究科長として大学院専門法務研究科が発足した。

新設された大学院専門法務研究科は、学生の入学定員を50名とし、教授・助教授19名を専任教員とする独立した教授会を有する部局として、法経学部から分かれて運営されることとなった。

大学院専門法務研究科の専攻は法務専攻の1専攻であり、修業年限は標準を3年とするが、同研究科で必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められる法学既修者は2年で修了できることとし、発足当初、入学者選抜において2年コース（法学既修者）35名、3年コース（法学未修者）15名を選抜することとされた（学生入学定員は2008年度から40名とされた）。

法科大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）に従い、法務専攻では、1年次に基礎憲法、基礎行政法、基礎民法、基礎商法、基礎民事訴訟法、基礎刑法、基礎刑事訴訟法の法律基本科目（新司法試験の必須の受験科目に対応）の基礎的知識を修得する基礎科目を履修し、2年次（入学者選抜での既修者試験合格者は2年次からスタートする）では憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の法律基本科目を中心に履修、3年次にかけて基礎法学・隣接科目、展開・先端科目を中心に履修する体系が組まれた。主要科目の授業は少人数クラスにおいて、教員・学生間、学生・学生間の質疑討論を行いながら学修を進めるソクラテス方式を旨として実施され、成績評価は、修了者の最終的な目的である司法試験合格のための学修成果の水準を確保するため、秀・優・良・可の割合を厳格に相対評価し、合格水準に達しないものを不可として、一定の単位取得要件をクリアできない場合には原級留置とする進級バリア制を定めるなど厳格なものとされている。

大学院専門法務研究科の教育上の理念・目的は、日々の現実の中に存在する法律問題を鋭く認識し、その公正な解決のために、プロフェッショナルとして法を創造的に用いることのできる人材育成を目指し、修了生が弁護士・裁判官・検察官となった場合に、常に生活者の視点を忘れない、「心」ある法律家を輩出することに置かれる。このような理念から、同研究科は、設立当初より、千葉県弁護士会の協力を得て、エクスターンシップを科目とし、同会所属の弁護士による実地教育が行われるなど、地元である千葉県を中心に、市民の日常生活の法律問題に取り組む法曹の養成が積極的に目指された。

大学院専門法務研究科の教員の配置は、専門職学位課程であることに鑑み、法科大学院設置基準に従い、学生定員に対し、一般的な修士課程よりも多くの専任教員を置くことを要し（学生定員60名以下の法科大学院では必置専任教員数は12名）、他の学部・研究科所属の教員で兼担が許容される要件は厳格に制限された。また、法科大学院は、法曹養成に特化して法学教育を高度化し、理論的教育と実務的教育との架橋を図るものとされ、専任教員のうちの相当数（2割程度）がおおむね5年以上の実務経験と高度の実務能力を有する実務家教員とすることが求められる。そのため、大学院専門法務研究科では、設立当初から、弁護士、裁判官、検察官として実務経験を有する実務家教員を専任教員ないしみなし専任教員として配置してきた。

以上のような大学院専門法務研究科の教員配置および教育の枠組みは、設立以降の過程でも基本的に維持され、現在に至っている。

第3項 法経学部から法政経学部への改組

2004（平成16）年4月に大学院専門法務研究科が設置されたことで、それまで法経学部法学科に所属していた16名の教授・助教授と、50名の学生入学定員が同研究科に移り、法学科の教員定員と学生入学定員がそれぞれ減少することとなった。そのため、2004年度以降、法経学部は、法学科（教員定員21名、学生入学定員120名）、経済学科（教員定員33名、学生入学定員170名）、総合政策学科（教員定員19名、学生入学定員80名）での3学科体制となり、なかでも法学科では、政治学系の教員数は維持されたものの、法学系の教員が減少し、教員構成がバランスを欠く状況となった。加えて、国立大学法人化後、常勤教員数が抑制され、定年退職教員の欠員に対するポスト凍結や一定年数の不補充措置が行われたことで、法経学部においても法人化以前の教員数と比較して、現員が減少する状況が続くこととなった。

このような状況のなか、中教審により、2005（平成17）年の「我が国の高等教育の将来像」答申で大学の機能別分化の方向性が示され、法経学部の教育課程の意義をどのように位置付けるかが課題となり、中教審の2008年の「学士課程教育の構築に向けて」答申で学士課程教育の方針の明確化が求められたこと等にも対応すべく、法経学部では、2008年度より、当時の新藤宗幸学部長のもとで将来構想委員会を設けて学部改組についての検討が始められた。もっとも、3学科で専門分野の異なる複合学部である法経学部では、分野毎に教育内容や教育課程編成のあり方が異なることもあり、新学部の名称から始まり、複数の学科制を維持するかどうかといった基本的な枠組み自体に様々な議論があつて容易には共通の見解がまとまらず、学部改組の方向性を定めるまでに多くの時間を要することとなり、続く安孫子誠男学部長、小賀野晶一学部長の時期にも将来構想の検討が続けられた。しかし、議論と検討を重ねる中で、最終的には、新学部の名称を法政経学部とし、上記答申にも示されたグローバル化時代の学士課程教育に求められる役割を踏まえ、社会科学系の複合学部としての蓄積を活かし、社会科学に関する分野横断的な幅広い知識と専門性とを両立させる教育課程を編成する方向で、法経学部の3学科制から1学科制の複数コース制に切り替える改組案が定まった。1学科制として学科運営のための業務を共通化することで、将来的な学部の現員不足に対応することも期待された。かくして、2013（平成25）年9月、文部科学省より法政経学部への改組案が認可され、2014年4月、古内博行教授（当時）を初代学部長として法政経学部（学生入学定員370名）が設置された。

改組の結果、法政経学部は、「社会科学分野の横断的な履修」と「高い専門性の獲得」を教育ミッションとして、法政経学科の1学科のもとに4つのコース（法学コース、経済学コース、経営・会計系コース、政治学・政策学コース）を置くこととした。新たな教育課程では、入学時に専攻を決めず、1年次に学科共通の基礎ゼミナールおよび入門基礎科目（法学、経済学、経営・会計学、政治学、政策学）を配置して分野横断的な専門基礎教育を実施することとし、学生はこれらの科目を横断的に履修したうえで、2年次以降にコース選択を行い、各コースの専門科目を積み上げ式に履修し、加えて他コース科目も柔軟に履修することも可能とした。このように、新しい法政経学部では、学科によって最初から専攻を固定的に決めるのではなく、入学後に、学生の学修内容と関心に沿って柔軟に専攻を決定できることとしたところに特徴があった。

他方で、早くから将来的な専攻を決めており、早期に専門科目の履修を希望する学生のニーズにも対応する必要があることから、法政経学部では、特に経済学の分野で、諸外国の大学で採用されているHonors Program（優等学位プログラム）の制度を参考に、2014（平成26）年度の設立当初より、最短3年間の就学による早期卒業を可能とする経済学特進プログラムを設置した。同様に3年卒業を可能とするプログラムとして、2016年度からは法学分野に法学特進プログラムが設置されたが、同プログラムは、2020（令和2）年度より、法政経学部と大学院専門法務研究科とで締結された法曹養成連携協定に基づき法政経学部設置された法曹コース・プログラムに引き継がれることとなった。

第4項 大学院社会科学研究院の設置

2004（平成16）年度から大学院専門法務研究科が設置された後、教育研究組織は同研究科と法経学部とに分かれ、教授会も別々に構成されていた。2014（平成26）年度の法経学部から法政経学部への改組後も、教育研究組織および教授会が分かれた状況は続いたが、その後、2016年度に、社会科学系の研究組織を統合する組織変更が検討され、同年10月、当時の酒井啓子法政経学部長を委員長、石井徹哉専門法務研究科長らを委員として大学院社会科学研究院設置準備委員会が組織され、新しい研究組織の構成や、研究院長・評議員の選出方法などの具体的な運用のあり方について協議検討が行われた。その結果、2017（平成29）年4月より、新たに大学院社会科学研究院を研究組織として設置し、同研究院に1）法学研究部門（基礎法学、公法学

講座、民事法学講座、実務法学講座)、2) 政治学・政策学研究部門(政治学講座、公共政策学講座、国際社会科学講座)、3) 経済学研究部門(理論経済学講座、計量分析学講座、応用経済学講座、国際比較論講座、経営管理科学講座、会計財務科学講座)の3つの研究部門(教員定員は、2022(令和4)年度の時点で法学研究部門30名、政治学・政策学研究部門16名、経済学研究部門28名、研究院共通定員1名の計75名)を置き、大学院専門法務研究科と法政経学部とに分かれて所属していたすべての教員を同研究院の所属とすること、同研究院所属の教員が、教育組織である大学院専門法務研究科、法政経学部および大学院人文公共学府等で教育を担当することなどを内容とする組織変更が行われた。この組織変更により、①社会科学研究院教授会、②法政経学部教授会、③専門法務研究科教授会の3つの教授会が置かれ、①の構成員が基本的に②の構成員となり、社会科学研究院長が法政経学部長を兼ねる一方、③は主に、①の構成員のうち専門法務研究科の専任教員を構成員とし、別に専門法務研究科長を置く形で運営される体制となった。

第4節 国際教養学部の発足

第1項 発足に至る経緯

2016年に発足した、千葉大学の10番目の学部である国際教養学部については、2014年の「スーパーグローバル大学創成支援」事業の申請において「“新”教養学部」という形でその原型が提案された。「スーパーグローバル大学創成支援」事業は、大学のグローバル化を促すものであると同時に大学のガバナンス全体の改革を求められるものであったが、「“新”教養学部」の設置は、千葉大学からの提案の中核をなすものの1つであった。本事業の構想調書では、「“新”教養学部で新たな「景色」を描き千葉大学を新生」というスローガンが掲げられ、以下のような計画を推進することが謳われた。

グローバル化を推進し、イノベーションを生み出す源泉となる学部・大学院専攻を新設する。グローバルとイノベーションをキーワードに、国際教養という切り口で幅広い学習が可能な文理融合の組織とし、現在、千葉大学が取り組んでいる普遍教育プログラム、留学生教育(J-PACプログラム)、Skipwiseプログラム、